

## 平成21年度に実施する政策の目標設定（案）【林野庁抜粋版】

（実績評価目標）

頁

- ・ 森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮 ----- ⑪—1
- ・ 林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進 -----⑫—1

# 平成21年度政策の実績評価書（案）

評価実施時期：平成22年〇月  
 評価書公表時期：平成22年〇月

担当部局課名：林野庁企画課

## 【政策分野】

森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮	政策分野番号：VI-⑪
------------------------	-------------

## 【政策分野の目指すべき姿】及び【施策の設定】

計画的な森林整備、山地災害や森林被害の防止などの森林の適切な整備・保全を広く国民の理解を得つつ推進することにより、国土の保全や水源のかん養<sup>※1</sup>といった水土保持機能、生物の生育の場としての生態系を保全する機能、林産物を供給する機能及び地球温暖化を防止する機能等森林の有する多面的機能の発揮を図る。

このため、

- ① 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進
- ② 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進
- ③ 山地災害等の防止
- ④ 森林病虫害等の被害の防止
- ⑤ 国民参加の森林(もり)づくりと森林の多様な利用の推進
- ⑥ 山村地域の活性化

の6つの施策により、森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮を図る。

## 【施策の目指すべき姿、施策の達成度合を把握するための具体的な達成目標・指標】

施策①	重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進	担当課名：計画課				
目指すべき姿・達成目標・指標	<目指すべき姿> 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林によるCO <sub>2</sub> の吸収量1,300万炭素トン <sup>※2</sup> の達成に向けて、間伐 <sup>※3</sup> や針広混交林化等による多様で健全な森林の整備を計画的に推進することにより、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進する。 施策の評価を実施するに当たって、以下の達成目標等をメルクマールとして設定する。					
	<達成目標・指標>	基準値	目標値	21年度		
				目標値	実績値	達成度合
	<森林の有する多面的機能の高度な発揮>					
	指標 a 水土保持機能 育成途中にある水土保持林（土壌の保持や保水機能を重視する森林）のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を維持向上させる。	71% (20年度)	79% (25年度)	72.3%		
	指標 b 森林の多様性 多様な樹種や階層からなる森林への誘導を目的とした整備を推進する。		7.2万ha (25年度)	1.2万ha		
指標 c 森林資源の循環利用 森林資源の集約化や機械化による必要な林道等の林業基盤の整備により、木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を増加させる。	10億5千万m <sup>3</sup> (20年度)	12億1千万m <sup>3</sup> (25年度)	10億8千万m <sup>3</sup>			
	<データ>	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
①	育成途上にある水土保持林のうち、機能					

が良好に保たれている森林の面積(万ha)	266	269	400	(425)	
② 育成林単層林から育成複層林への誘導面積(万ha)	1.2	1.1	1.4	(1.4)	
③ 育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量(百万ha)	890	915	944	(973)	
参考：施策を達成するための主な政策手段 【育成林整備事業 25,396 (26,508) 百万円】 育成林における広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の多様な森林整備とそれに必要な路網の一体的整備等を推進。 【共生環境整備事業 231 (288) 百万円】 森林環境教育等の利用のための森林空間や路網の整備、地域コミュニティやNPO <sup>註4</sup> 等の参画を得た里山林 <sup>註5</sup> の整備等を推進。					
＜21年度の「達成度合」に対する要因の分析＞					
施策の 評価	＜「施策」に対する評価＞				
	(有効性)				
	(効率性)				
	(達成目標)				
＜「施策」に対する反映の方向性＞					
(有効性)					
(効率性)					
(達成目標)					

施策②	国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進	担当課名：計画課				
目 指 す べ き 姿 ・ 達 成 目 標 ・ 指 標	＜目指すべき姿＞ 地球温暖化の一因にもなっている違法伐採や森林減少が進む途上国等における政府や民間レベルでの森林保全・回復等の取組に貢献できるよう、我が国として積極的に技術協力、技術開発等を行うことが必要である。成果として期待されるCDM植林 <sup>註6</sup> プロジェクトの拡大、違法伐採防止のための法の遵守等に関する取組などを、世界の持続可能な森林経営の推進や我が国内の森林整備・保全に活かすことが必要であることから、国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組を推進する。 施策の評価を実施するに当たって、以下の達成目標等をメルクマールとして設定する。					
	＜達成目標・指標＞		基準値	目標値	21年度	
					目標値	実績値
	ア 相手国の関係者を対象としたアンケート調査 (各年度アンケート調査結果の平均値3.5)		/		アンケート調査の平均値3.5	
	指標 a 持続可能な森林経営の達成に関する人材訓練・養成の実施人数					
	＜データ＞		17年度	18年度	19年度	20年度
	① 我が国の企業等が実施主体のCDM植林の実施状況 (単位：件)	(方法論審査 <sup>註7</sup> 段階)	-	2	1	0
		(方法論承認済)	-	0	1	2
		(PDD審査 <sup>註8</sup> 段階)	-	0	1	2
		(正式登録済)	-	0	0	0
② ITTO拠出事業により訓練等を受けた国と人数		-	3年間で12カ国 180人 (見込み)			
参考：施策を達成するための主な政策手段 【政府開発援助国際林業協力事業委託費 70 (120) 百万円】 CDM植林推進および途上国の森林減少・劣化対策のための技術開発、人材育成等を実施。 【政府開発援助国際林業協力事業費補助金 217 (210) 百万円】 民間の海外植林活動促進のための情報提供等、黄砂対策に向けた植生回復実証調査等、自然災害等に						

	<p>対処するための森林施業<sup>注9</sup>技術の開発等を実施。  <b>【国際熱帯木材機関（ITTO）拠出金 148（135）百万円】</b>          地球温暖化の主要な要因である熱帯林の減少・劣化を抑止するため、政府職員の能力向上、住民の森林経営への参加支援、普及・指導員の育成等、違法伐採対策を推進。</p>
	<21年度の「達成度合」に対する要因の分析>
施策の 評価	<「施策」に対する評価> (有効性) (効率性) (達成目標)
	<「施策」に対する反映の方向性> (有効性) (効率性) (達成目標)

<b>施策③ 山地災害等の防止</b>		担当課名：治山課				
目 指 す べ き 姿 ・ 達 成 目 標 ・ 指 標	<目指すべき姿> 国土の保全、水源のかん養、生活環境の保全等の森林のもつ公益的機能の確保が特に必要な保安林等において、治山施設の設置や海岸林・防風林等の保全等を推進することにより、地域の安全と安心の確保を図る。 施策の評価を実施するに当たって、以下の達成目標等をメルクマールとして設定する。					
	<達成目標・指標>	基準値	目標値	21年度		
				目標値	実績値	達成度合
	ア 5年間で、荒廃地があり人家数が多い集落など防災上特に緊急性、必要性の高い約4千集落を対象に、周辺の森林の山地災害 <sup>注10</sup> 防止機能等の確保を図る。	51,700 集落 (20年度)	56,000 集落 (25年度)	52,600 集落		
	イ 海岸林・防風林等の延長7,300 kmの機能を維持する（機能が低下した海岸林・防風林等の回復率）。	/	100% (各年度)	100%		
	<データ>	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
① 保安林制度により永続的に森林として維持すべき面積（単位：万ha）	1,165	1,176	1,188	7月上旬		
参考：施策を達成するための主な政策手段 <b>【治山事業 99,178（105,250）百万円】</b> 山崩れ、土石流等の山地災害の発生源となる荒廃地等の復旧整備を実施。 <b>【森林・林業・木材産業づくり交付金のうち山地防災情報の周知 13,222（9,692）百万円の内数】</b> 山地災害危険地区に関する情報を地域住民等へ提供することにより、迅速な避難を助長し、山地災害による被害を軽減。						
	<21年度の「達成度合」に対する要因の分析>					
施策の 評価	<「施策」に対する評価> (有効性) (効率性) (達成目標)					
	<「施策」に対する反映の方向性> (有効性) (効率性) (達成目標)					

施策④ 森林病虫害等の被害の防止

担当課名：研究・保全課

目指すべき姿・達成目標・指標	<目指すべき姿> 健全な森林の維持を図るため、森林病虫害 <sup>※11</sup> 等による被害で最も深刻な松くい虫の被害について、保全すべき松林 <sup>※12</sup> における被害率を全国的に1%未満の「微害」レベルにするなど、森林病虫害等の被害の防止を図る。 施策の評価を実施するに当たって、以下の達成目標等をメルクマールとして設定する。						
	<達成目標・指標>		基準値	目標値	21年度		
					目標値	実績値	達成度合
	ア 保全すべき松林の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合を各年度100%とする。				100%		
	イ 高緯度・高標高の被害先端地域が存する都府県の保全すべき松林の被害率を、当該年度の全国の保全すべき松林における被害率の平均値以下に減少させる。				100%		
	指標 a 新たな市町村で松くい虫被害の発生があった場合に、法令等に基づいてまん延防止措置を適切に実施する。				100%		
<データ>		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
① 保全すべき松林における被害率の推移 (単位：%)		0.65	0.61	0.57	0.60		
参考：施策を達成するための主な政策手段 【森林病虫害等防除事業費補助金 744 (744) 百万円】 松くい虫をはじめとした森林病虫害等の被害対策を実施。 【森林病虫害等防除事業地方公共団体委託費 186 (186) 百万円】 松くい虫被害の先端地域である東北地方の県境地域等において、農林水産大臣命令による防除を実施。							
施策の評価	<21年度の「達成度合」に対する要因の分析>						
	<「施策」に対する評価> (有効性) (効率性) (達成目標)						
<「施策」に対する反映の方向性> (有効性) (効率性) (達成目標)							

施策⑤ 国民参加の森林(もり)づくりと森林の多様な利用の推進

担当課名：研究・保全課

目指すべき姿・達成	<目指すべき姿> 森林の整備・保全を社会全体で支えていくという気運を醸成していくため、企業、ボランティア団体等による森林づくりや里山林の再生活動促進等により、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用を推進する。 施策の評価を実施するに当たって、以下の達成目標等をメルクマールとして設定する。					
	<達成目標・指標>		基準値	目標値	21年度	
					目標値	実績値
ア 森林づくり活動への年間延べ参加者数を増加させる。		70万人 (18年度)	100万人 (21年度)	100万人		

目標・指標	指標 a 企業による森林づくり活動実施箇所数					
	指標 b 森林ボランティア活動件数					
	指標 c 森の子くらぶ活動 <sup>注13</sup> の参加者数					
	<データ>	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	① 森づくりコミッション数(単位：組織)	-	-	8	22	
	② 森林ボランティア・ネットワーク <sup>注14</sup> への参加団体数(単位：団体)	411	439	465	506	
参考：施策を達成するための主な政策手段 <b>【緑化推進対策事業 324 (434) 百万円】</b> 緑化行事の開催等により国民参加の森林づくり活動を広く国民に普及啓発していくとともに、企業やNPO等の森林づくり活動のサポート体制整備及び活動の評価手法の開発などの環境整備を推進。 <b>【森林・林業・木材産業づくり交付金のうち森林の多様な利用・緑化の推進 13,222 (9,692) 百万円の内数】</b> 子どもたちの様々な森林環境教育活動への支援、実習林、観察林、学習展示施設等の整備の推進。						
施策の評価	<21年度の「達成度合」に対する要因の分析>					
	<「施策」に対する評価> (有効性) (効率性) (達成目標)					
	<「施策」に対する反映の方向性> (有効性) (効率性) (達成目標)					

施策⑥ 山村地域の活性化		担当課名：計画課				
目指すべき姿・達成目標・指標	<目指すべき姿> 森林の有する多面的機能の維持増進を図るためには、森林所有者、林業就業者が山村地域で生活することが重要であることから、山村における就業機会の増大、生活環境の整備、都市と山村との共生・対流等により、山村地域の活性化を図る。 施策の評価を実施するに当たって、以下の達成目標等をメルクマールとして設定する。					
	<達成目標・指標>	基準値	目標値	21年度		
				目標値	実績値	達成度合
	<新規定住者数及び交流人口の維持向上等、山村地域の活性化を図る>					
	指標 a 全国の振興山村地域 <sup>注15</sup> の中から抽出した市町村に対し、①新規定住者数、②交流人口、③地域産物等販売額の指標のうちいずれかを満たす市町村の割合の前年度比					
指標 b 森林資源を積極的に利用している流域 <sup>注16</sup> の数	30流域 (20年度)	80流域 (25年度)	40流域			
指標 c 山村地域の住民を対象にした用排水施設等の生活環境整備の受益者数		210万人 (25年度)	42万人			
	<データ>	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
① 新規定住者数が前年度を維持・向上している市町村の割合(%)		31	36	32	35	
② 交流人口が住民数以上かつ前年度の交流						

人口増加率を維持・向上している市町村の割合(%)	70	66	61	54	
③ 地域産物等販売額増加率について当年度が昨年度を維持・向上している市町村の割合(%)	34	33	52	49	
※全国の振興山村地域から無作為に抽出した市町村に対するアンケート調査による					
参考：施策を達成するための主な政策手段 <b>【森林整備・保全費補助金のうち山村再生総合対策事業費 295 (300) 百万円】</b> 優れた自然や文化、伝統等の山村特有の資源を活用した魅力ある山村づくりを推進するとともに、環境、教育、健康の3分野に着目したモデル的な取組を支援。 <b>【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金のうち地域間交流拠点の整備等 34,915 (30,546)百万円の内数】</b> 都市との共生を図りながら森林の適正な管理及び山村の活性化に資する施設等の整備を推進。 <b>【社会的協働による山村再生対策構築事業 350 (0) 百万円】</b> 山村と都市の企業等の協働により、山村固有の資源の新たな活用を図る社会的システムを構築し、間伐材等の森林資源の新たな活用を図る山村再生の取組を支援。					
<21年度の「達成度合」に対する要因の分析>					
施策の評価	<「施策」に対する評価> (有効性) (効率性) (達成目標)				
	<「施策」に対する反映の方向性> (有効性) (効率性) (達成目標)				



**【施策に対する評価の妥当性／政策分野に対する総合的な評価】(各局庁の政策評価担当課)**

(施策に対する評価の妥当性) (政策分野に対する総合的な評価) (その他)
---



**【評価に対する客観性・妥当性等の審査(政策評価統括組織)】(情報評価課)**

(客観性) (妥当性) (その他)
-------------------------

**【政策評価会委員の意見】**

--

**【施政方針演説等内閣の重要方針及び食料・農業・農村基本計画における位置づけ】**

関係する施政方針演説等	年月日	記事事項(抜粋)
第171回国会施政方針演説	H21. 1. 28	〈3 安心できる社会(環境)〉 地球温暖化問題の解決は、今を生きる我々の責任です。同時に、環境問題への取組は、新たな需要と雇用を生み出す種でもあります。成長と両立する低炭素社会、循環型社会を実現します。
第169回国会施政方針演説	H20. 1. 18	〈第五「低炭素社会」への転換〉 まず自らが率先して、温室効果ガス6パーセント削減の約束を確実に達成しなければなりません。

森林・林業基本計画	H18.9.8 閣議決定	第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 3 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標
-----------	-----------------	--



## 1 達成目標・指標の設定理由、データ等

## 施策①：重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進

## &lt;達成目標の設定理由&gt;

森林の自然的条件、社会的条件などの地域の特性を勘案して、森林整備に関する技術の開発及び普及を図りつつ、発揮すべき機能に応じた適正な森林整備を計画的に推進していくことが、森林の有する多面的機能を十全に発揮させることに資することから、「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」を施策として設定する。

## (目標値について)

森林の機能は、林木、土壌、多種多様な生物などの森林の構成要素が良好な状態に保持され、生態系として健全に維持されることにより発揮されることから、自然条件や地域のニーズ等を踏まえ、重視すべき機能に応じて、より適切な森林の整備・保全を進めることが必要である。

このため、森林整備保全事業の目標等を定めた「森林整備保全事業計画（平成21年4月閣議決定）」に基づき、以下のとおり目標値を設定する。

## 指標 a 水土保全機能

育成途中の水土保全林のうち土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合を平成20年度の71%から平成25年度に79%まで維持向上させることを指標の目標値とする。

なお、適切な森林整備を実施しない場合、水土保全機能が良好に保たれている森林の割合は平成25年度に53%程度までに低下（すう勢値）することが予想されることから、各年度のすう勢値に対する増加をもって各年度の達成状況を判定する。

## 指標 b 森林の多様性

多様な樹種や階層からなる森林への誘導を目的とした整備を推進し、平成25年度までに育成林単層林から育成複層林へ誘導する面積を7.2万haを指標の目標値とする。

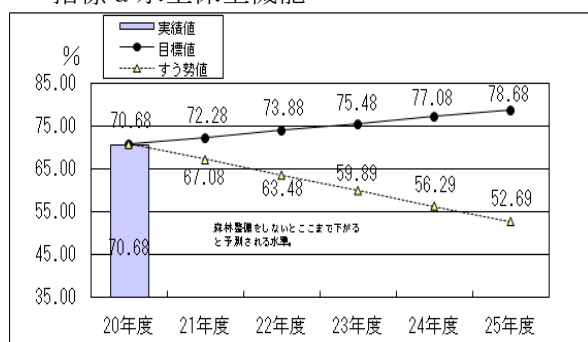
## 指標 c 森林資源の循環利用

木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を平成20年度の約10億5千万 $m^3$ から平成25年度に約12億1千万 $m^3$ まで増加させることを指標の目標値とする。

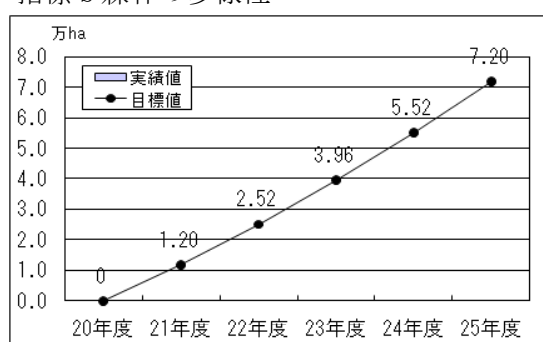
## &lt;基準値、目標値、実績値等のデータ・資料&gt;

## (基準値、目標値)

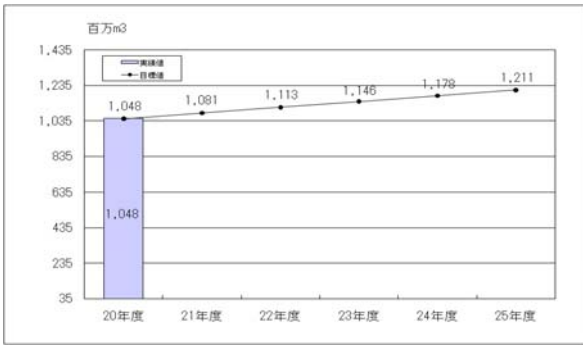
指標 a 水土保全機能



指標 b 森林の多様性



指標 c 森林資源の循環利用



(実績値等のデータ・資料)

指標 a 水土保全機能

事業実施都道府県等からの実績報告により当該年度において実施された間伐面積等を集計し、実績値を把握

指標 b 森林の多様性

事業実施都道府県等からの実績報告により当該年度において実施された抜き伐り面積を集計し実績値を把握

指標 c 森林資源の循環利用

事業実施都道府県等からの実績報告により当該年度において開設された林道の延長等を把握し、木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる森林の資源量を把握

<達成度合を算定する方法>

(達成度合いの計算方法)

指標 a 水土保全機能

$$\text{達成率 (\%)} = (\text{H21年度実績(見込)値} - \text{H21年度すう勢値 (67.08\%)}) \div (\text{H21年度目標値 (72.28\%)} - \text{H21年度すう勢値 (67.08\%)}) \times 100$$

指標 b 森林の多様性

$$\text{達成率 (\%)} = (\text{H21年度実績(見込)値}) \div (\text{H21年度目標値 (1.2万ha)}) \times 100$$

指標 c 森林資源の循環利用

$$\text{達成率 (\%)} = (\text{H21年度実績(見込)値} - \text{H20基準値 (104.8千万m}^3\text{)}) \div (\text{H21年度目標値 (108.1千万m}^3\text{)} - \text{H20基準値 (104.8千万m}^3\text{)}) \times 100$$

(本年度の達成度合)

指標 a 水土保全機能                       $\text{〇\%} = (\text{〇\%} - 67.08\%) \div (72.28\% - 67.08\%) \times 100$

指標 b 森林の多様性                       $\text{〇\%} = (\text{〇万ha}) \div (1.2万ha) \times 100$

指標 c 森林資源の循環利用               $\text{〇\%} = (\text{〇千万m}^3 - 104.8千万m^3) \div (108.1千万m^3 - 104.8千万m^3) \times 100$

【参考データ】

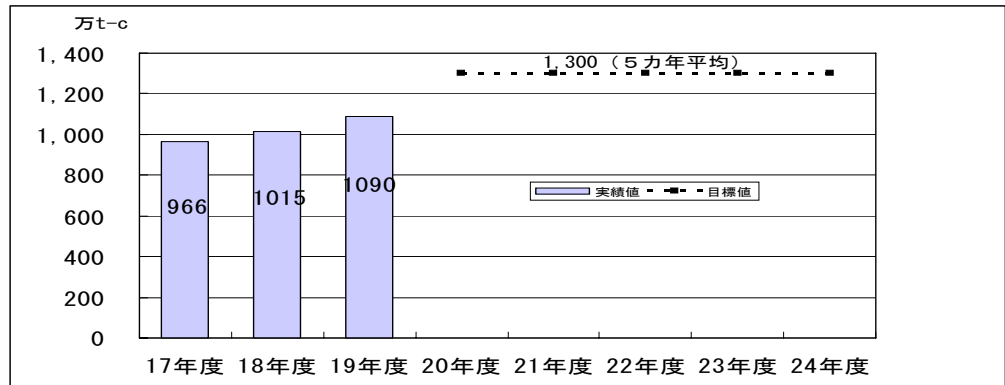
〇間伐実施面積

(単位:千ha)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
面積	334	339	345	521	集計中		

出典：林野庁業務資料

○森林吸収量



※ ( ) の数字は見込値

施策②：国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進

<達成目標の設定理由>

近年、世界的な森林面積の減少、劣化が進行している中で、地球温暖化の防止、森林保全の強化、違法伐採など、国際社会と連携しつつ取り組むべき地球規模の課題となっている。このため、国際的な協調の下で持続可能な森林経営を推進するとともに、開発途上国における森林の整備及び保全等に対する積極的な協力の推進に努めることが必要であり、これらの成果は、国内における森林の有する多面的機能の持続的発揮にとっても不可欠であることから、「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」を施策として設定する。

その効果を把握するに際して、

- ・発現するまでには、一定期間を要することに加え、
  - ・気象条件や社会制度の変革、他の援助国や開発途上国自らの取組等の種々の要因の影響も大きいこと等の特質を踏まえる必要があるため、
- 各事業の事業目標の達成度等について相手国の関係者等を対象としたアンケート調査（4段階評価）を実施し、その平均が毎年度3.5とすることを達成目標として設定した。

各事業については、次の基準により事業毎に評価対象年度を設定する。

- ①毎年度事業の実績が得られるもの（例：研修・セミナーの実施等）  
→事業期間内の毎年度政策評価を実施。
- ②当該年度のみでは実績が得られず、事業実施期間の終了時等に実績が得られるもの。  
（例：技術開発、国際ルール作り、復興支援事業等）  
→事業最終年度に政策評価を実施。

また、指標aについては、持続可能な森林経営の達成に向けた取組の支援として政府職員や住民等に対して実施している持続可能な森林経営の達成のための人材訓練・養成の実施人数を指標として設定する。

<基準値、目標値、実績値等のデータ・資料>

達成目標：相手国の関係者を対象としたアンケート調査（4段階評価）結果

事業名						

指標：持続可能な森林経営の達成に関する人材訓練・養成の実施人数

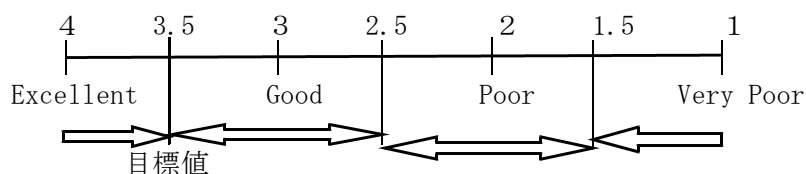
事業名						

<達成度合を算定する方法>

(評価の視点)

- ・妥当性  
対象国の実情やニーズに合致した事業内容となっていたか。
- ・有効性  
想定された事業目標が達成できたか。
- ・効率性  
事業成果を達成する上で、適切かつ効率的な事業内容となっていたか。
- ・インパクト  
事業成果は、上記の目標の達成に貢献するか。
- ・自立発展性  
事業成果は、事業終了後も継続的・発展的に活用されていくと見込まれるか。

それぞれの項目ごとに、4 (強くそう思う・Excellent)、3 (そう思う・Good)、2 (そう思わない・Poor)、1 (全くそう思わない・Very Poor)、の4段階で評価を行ってもらう。  
各目標ごとに上記5項目についてそれぞれ平均値を算出する。



(達成度合いの計算方法)

それらの結果を集計し、5項目の平均値を算出し、以下の基準によりランクを判定する。

- Aランク：アンケート調査結果の5項目の平均値が4.0～3.2以上 (目標値の90%以上)
- Bランク：アンケート調査結果の5項目の平均値が3.1～2.1 (目標値の60%以上)
- Cランク：アンケート調査結果の5項目の平均値が2.0以下 (目標値の60%未満)

ただし、評価の視点5項目の平均値がBランク以上であっても、5項目中1項目でも1.5以下となったものについては目標の達成度をCランクとする。

さらに、3 (そう思う・Good) 以外の評価を行った項目には、特に記載欄を設けて、何故そのような評価を行ったかという意見を収集し、相手国のニーズの把握を行う。

また、持続可能な森林経営の達成のための人材訓練・養成の実施人数に関連する指標 a をも用いて、施策の全般的な評価を行う。

【参考データ】

○現地カウンターパート等からの主なコメント

事業名	コメント

## ○我が国の企業等が実施主体のCDM植林の実施状況

(単位：件)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
方法論審査段階	2	1	0				
方法論承認済	0	1	2				
PDD審査段階	0	1	2				
正式登録済	0	0	0				

※UNFCCCウェブサイトによる情報。上記のほか、世界銀行が実施主体のCDM植林プロジェクトに日本企業が出資者として参加しているものがある。

## ○ITTO拠出事業により、訓練等を受けた国と人数

事業名	実施国	訓練者数
違法伐採対策のための木材貿易情報システム等の確立対策事業 (H18-20)	ガイアナ・カンボジア・リベリア等12カ国	180人（見込値）

## 施策③：山地災害等の防止

## ＜達成目標の設定理由＞

国民の安全で安心できる生活を確保することは、国としての基本的な責務であり、健全な森林の維持造成を通じて、山地災害等の防止や良質な水の安定的な供給を確保する必要がある。このため、国土の保全、水源のかん養等の森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な森林について、保安林制度による伐採や土地の形質の変更行為等の規制とともに、自然災害等により機能が著しく低下した保安林について、治山事業を推進することが重要であることから「山地災害等の防止」を施策として設定する。

我が国は、急峻な地形や脆弱な地質、集中豪雨に見舞われやすい気象等の条件下にあり山地災害等が発生しやすいことから、安全で安心な国民の暮らしを守るには、伐採や開発行為等の規制措置の適正な運用を図ることはもとより、治山事業を適切に実施し、荒廃した森林の再生やその予防を行うことにより山地災害等の未然防止等を図る必要がある。なかでも地域の安全・安心な暮らしを確保する上で重要な集落周辺の森林については、一度損なわれれば人命、財産へ直接的に害が及ぶことから、重点的に治山対策を展開する必要がある。また、風害、飛砂、海岸侵食等から近接する市街地、工場や農地などを保全するために、海岸林・防風林等の保全を推進する必要がある。

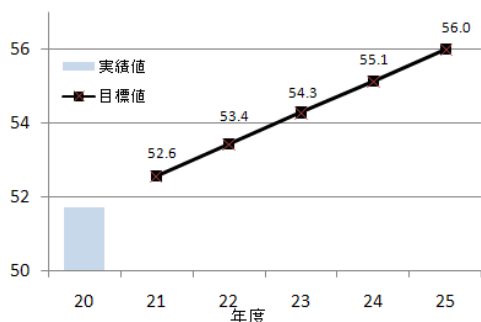
このため、森林整備保全事業の目標等を定めた「森林整備保全事業計画（平成21年4月閣議決定）」に基づき、以下のとおり目標値を設定する。

「達成目標ア」については、山地災害のおそれがある地区（山地災害危険地区）に近接する約13万3千集落（平成20年度末現在）のうち、平成21年度からの5年間で、「荒廃地があり人家数が多い集落など防災上特に緊急性、必要性の高い約4千集落を対象に、周辺の森林の山地災害防止機能等の確保を図る」を設定した。

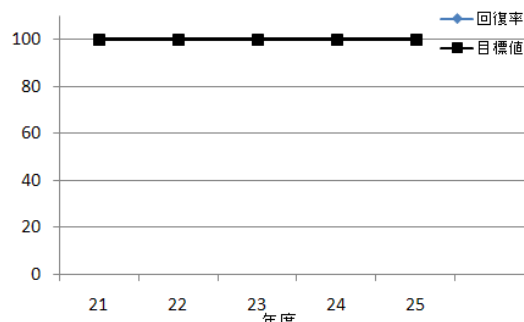
また、「達成目標イ」については、前年度の天然現象により被災し機能の低下した海岸林等の延長について、当該年度までの治山対策により機能が回復した延長の割合を概ね100%とする「海岸林・防風林等の延長7,300kmの機能を維持する（機能が低下した海岸林・防風林等の回復率）」を設定した。

## ＜基準値、目標値、実績値等のデータ・資料＞

周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数  
(千集落)



機能の低下した海岸林・防風林等の回復率  
(回復率(%))



(把握の方法)

事業実施都道府県等からの実績報告により、年度末時点の山地災害危険地区及び機能の低下した海岸林等における治山対策の実施状況を集計し実績値を把握。

<目標達成状況の判定方法>

(周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数)

当該年度の目標と基準値との差を比較する。毎年度の目標達成については、基準値と目標値との差に対する基準値と実績値との差の割合(達成率)が、90%以上の場合はA、50%未満の場合をC、それ以外の場合をBとする。

$$\text{達成率}(\%) = (\text{H21年度実績(見込)値} - \text{H20基準値}(51.7\text{千集落})) \div (\text{H21年度目標値}(52.6\text{千集落}) - \text{H20基準値}(51.7\text{千集落})) \times 100$$

(機能の低下した海岸林等の回復率)

前年度の天然現象により機能の低下した海岸林等について、当該年度までの治山対策による回復率を達成率とし、90%以上の場合はA、50%未満の場合をC、それ以外の場合をBとする。

$$\text{達成率}(\%) = (\text{当該年度までに治山事業により機能の回復した海岸林等の延長}) \div (\text{機能の低下した海岸林等の延長(前年度)}) \times 100$$

#### 施策④：森林病虫害等の被害の防止

<達成目標の設定理由>

松くい虫による被害は、気象条件や地理的条件等によって発生の様態が大きく異なることに加え、被害を放置すれば、容易に地方公共団体の行政区域を越えて広域的に拡大・まん延してしまう。また、先端地域対策が十分になされないことで未被害地へ松くい虫が侵入した場合、森林資源に多大な被害を及ぼすという性質を有する。

このような松くい虫被害の対策の進捗についての的確に把握し、着実な実施を図るためには、全国的な観点で被害発生都府県の対応状況を踏まえ、統一的な目標の達成を目指すとともに、被害先端地域と位置づけて国費を重点的に投入している地域の状況等を踏まえ、被害先端地域や未被害地域における適切な対応に関する目標の達成を目指すことが重要である。

このため、下記の「達成目標を満たすことにより、全国の保全すべき松林全体の被害率を1%未満の「微害」で維持するとともに、更なる被害の抑制を図る」ことを達成目標として設定した。

「達成目標ア」については、被害の発生している全ての都府県が足並みを揃えて目標達成を図ることから、「保全すべき松林の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合を各年度100%とする」ことをこれまでに引き続き用いるものとする。

「達成目標イ」については、国費等が重点的に投入されている地域における対策について目標達成を図ることから、「高緯度・高標高の被害先端地域が存する都府県の保全すべき松林の被害率を、当該年度の全国の保全すべき松林における被害率の平均値以下に減少させる」ことを設定した。

また、指標aとして、未被害地域において新たな被害の発生を防止する対策について目標達成を図ることから、「新たな市町村で松くい虫被害の発生があった場合に、法令等に基づいてまん延防止措置を適切に実施する」ことを設定した。

なお、シカ等の野生鳥獣による森林被害対策は、重要な施策ではあるものの、現時点においては、客観的・定量的な達成目標・指標の設定が困難であるため、今回は設定を見合わせるものとする。

<基準値、目標値、実績値等のデータ・資料>

ア：保全松林の被害率が1%未満の微害に抑えられている都府県の割合を各年度100%

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
目 標 値	100	100	100	100	100	100
達成割合	62					

※達成割合は見込み値

イ：被害先端地域が存する都府県の保全松林の被害率を、当該年度の全国の保全松林における被害率の平均値以下に減少させる（達成割合の100以上は100%として扱う）

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全国平均被害率	0.60					
先端地域被害率	0.64					
達成割合	94					

※達成割合は見込み値

指標 a：新たな市町村で松くい虫被害の発生があった場合に、法令等に基づいてまん延防止措置を適切に実施する。

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
新たな発生件数	2					
適切な実施件数	2					

※件数は見込み値

<達成度合を算定する方法>

達成目標ア：保全松林の被害率が1%未満の微害に抑えられている都府県の割合を各年度100%  
 達成割合(%) = 平成21年度実績(見込み)値 ÷ 45都府県(北海道、青森を除く) × 100  
 (21年度の達成割合) ○% (見込値) = ○都府県(見込値) ÷ 45都府県 × 100

達成目標イ：被害先端地域が存する都府県の保全松林の被害率を、当該年度の全国の保全松林における被害率の平均値以下に減少させる（達成割合の100以上は100%として扱う）  
 達成割合(%) = 全国の保全松林の被害率平均 ÷ 先端地域が存する都府県の保全松林被害率 × 100  
 (21年度の達成割合) ○% (見込値) = ○ ÷ ○ (見込み値) × 100

(達成度合)

達成目標ア、イそれぞれについて、当該年度の目標値と実績値とのかい離を比較する。毎年度の目標達成については、達成割合が、90%以上の場合はA、50%未満の場合をC、それ以外の場合をBとする。

また、新たな市町村で松くい虫被害の発生があった場合に、法令等に基づいて実施するまん延防止措置に関連する指標 a をも用いて、施策の全般的な評価を行う。

指標 a について

松くい虫被害が新たに発生した市町村における対策の措置状況について、保全すべき松林等の区域指定や、伐倒駆除等のまん延防止措置の実施状況等により適切に対応したかどうかを評価する。  
 なお、秋田県、岩手県の被害最先端地域においては、新たな地域への松くい虫の侵入状況について把握する。

【参考データ】

○保全すべき松林における被害率の推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
被害率(%)	0.66	0.63	0.65	0.61	0.57	0.60	

出典：林野庁業務資料

施策⑤：国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

<達成目標の設定理由>

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくためには、森林及び林業について、広く国民の理解を得つつ、社会全体で支えていくという気運を醸成していくことが重要である。近年、市民等の自発的な森林づくり活動やNPO等が提供する森林環境教育・体験活動等森林ボランティア活動が活発化するとともに、企業の社会的責任活動の一環として森林づくりへの参画が見られている。また、平成19年の2月より官民一体となった「美しい森林づくり推進国民運動」の取組が始まっており、今後、こうした企業やNPO等多様な主体が行う森林づくり活動を促進し、森林・林業及び森林の整備・保全を推進するためには広い国民の参加が必要であることから、「森林づくり活動への年間延べ参加者数を増加させる」ことを達成目標として設定した。

(目標値について)

現在、森林ボランティア活動を行っている団体は1,863団体あり、年々増加していることに加え、平成19年から始まっている「美しい森林づくり推進国民運動」に官民一体となって取り組んでいることから、森林ボランティア活動に対する国民の意識は高まっているものと考えられる。一方、近年、企業の社会的責任活動に関する意識が向上しており、社会貢献活動の一環として森林づくり活動に取り組んでいる企業も出てきている。

国民の幅広い参加を推進するには、NPOや任意団体等の森林ボランティア団体の活動に加え、企業による森林づくり活動の促進が重要であり、このような取組が全国に広がることを目指すことが必要である。

このため、多様な森林づくりの企画・提案や活動場所の確保、活動の情報提供など活動に係るサポートを行い、森林ボランティア活動への参加者を増加させること、すなわち森林ボランティア活動への年間延べ参加者数（推計値）を平成18年度の約70万人から平成21年度に100万人にすることを目標値とする。

なお、この目標値は森林ボランティア団体に対して行っている「森林づくり活動についてのアンケート調査」（3年毎に実施）により把握可能である。

また、森林づくり活動等や森林の多様な利用に関連する指標として、次の指標を設定する。

指標 a 企業による森林づくり活動実施箇所数

指標 b 森林ボランティア活動件数

指標 c 森の子くらぶ活動の参加者数

<基準値、目標値、実績値等のデータ・資料>

【目標値及び実績の推計値の算出方法について】

○ 森林づくり活動についてのアンケート集計結果

参加人数	平成15年度		平成18年度	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
10人未満	25	3	33	3
10人以上～50人未満	181	21	199	18
50人以上～100人未満	196	23	238	22
100人以上～500人未満	345	40	445	40
500人以上～1000人未満	64	8	116	11
1000人以上～5000人未満	40	5	52	5
5000人以上	1	0	7	1
合計	852	100	1090	100

	H15	H18
森林ボランティア団体数	1,165	1,863
回答数	852	1,090
有効回答率(%)	73%	59%

○ 森林づくり活動への年間延べ参加人数

年間延べ参加人数については、参加人数欄の人数幅の中心となる数値にそれぞれの回答団体数をかけ合わせたものの合計を有効回答数で割り、年間延べ参加者人数を推計。平成15年度から平成18年度にか



けて増加した人数と同数の増加を見込み目標値を100万人と設定。

(平成15年度)  $5 \times 25 + 30 \times 181 + 75 \times 196 + 300 \times 345 + 750 \times 64 + 3,000 \times 40 + 5,000 \times 1 = 296,755$ 人

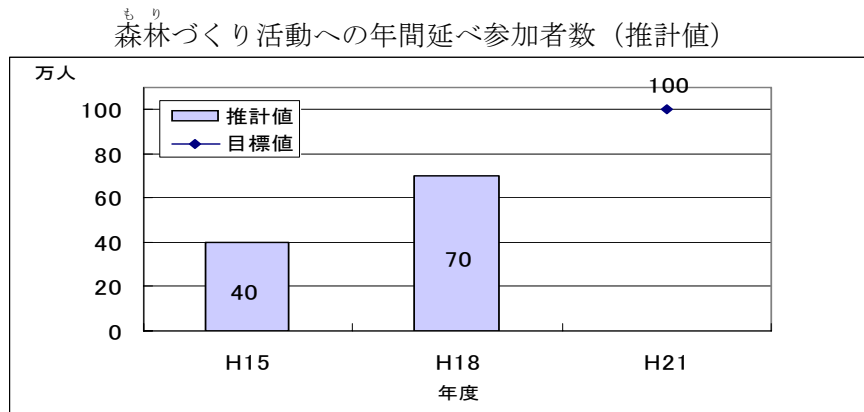
$296,755$  (人)  $\times 1,165$  (全森林ボランティア団体数)  $/ 852$  (全回答団体数)  $= 405,420$ 人  $\approx 40$ 万人

(平成18年度)  $5 \times 33 + 30 \times 199 + 75 \times 238 + 300 \times 445 + 750 \times 116 + 3,000 \times 52 + 5,000 \times 7 = 435,485$ 人

$435,485$  (人)  $\times 1,863$  (全森林ボランティア団体数)  $/ 1,090$  (全回答団体数)  $= 745,200$ 人  $\approx 70$ 万人

70万人 (平成18年度)  $- 40$ 万人 (平成15年度)  $= 30$ 万人 ※この増加分を平成21年度までに見込む。

70万人  $+ 30$ 万人  $= 100$ 万人



(把握の方法)

3年ごとに実施される「もり森林づくり活動についてのアンケート調査」よりもり森林づくり活動への参加者数を推計

〈各指標の実績値の推移〉

指標 a 企業によるもり森林づくり活動実施箇所数

(単位: 箇所)

	H18	H19	H20	H21
企業によるもり森林づくり活動実施箇所数	244	325	472	

出典: 林野庁業務資料

指標 b 森林ボランティア活動件数

(単位: 件)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
件数	1,362	1,741	2,540	2,856	3,291	3,336	3,695	3,744	

出典: (社) 国土緑化推進機構

指標 c 森の子くらぶ活動の参加者数

(単位: 千人)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
参加者数		250	289	327	343	318	355	6月下旬	

出典: 林野庁業務資料

(把握の方法)

指標 a 都道府県からの報告及び地域支援活動による国民参加の緑づくり活動推進事業の実績報告により実績値を把握

指標 b (社) 国土緑化推進機構からの報告により実績値を把握

指標 c 都道府県からの報告により実績値を把握

＜達成度合を算定する方法＞

目標達成については、平成21年度目標値と平成18年度基準値との差に対する平成21年度実績(推計)値と平成18年度基準値との差の割合(達成率)が90%以上の場合はA、50%未満の場合をC、それ以外の場合をBとする。

また、<sup>もり</sup>森林づくり活動等に関連する指標 a、指標 b 及び指標 c をも用いて、施策の全般的な評価を行う。

【参考データ】

○<sup>もり</sup>森林づくり活動支援組織（森づくりコミッション）数 (単位：組織)

	H19	H20	H21	H22
森づくりコミッション数	8	22		

出典：林野庁業務資料

○森林ボランティア・ネットワークへの参加団体数 (単位：団体)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
団体数	262	360	378	411	439	465	506

出典：林野庁業務資料

○森林づくりボランティア活動への参加意向

	該当者数 (人)	参加したい (小計)	参加したい	参加どちらかといえ ば	参加したくない (小計)	参加どちらかといえ ば	参加したくない	わからない
平成19年5月調査	1,827	54.8%	11.0%	43.8%	43.4%	26.4%	17.0%	1.8%
平成15年12月調査	2,113	40.7%	8.0%	32.7%	53.1%	30.8%	22.3%	6.2%

出典：内閣府「森林と生活に関する世論調査」

施策⑥：山村地域の活性化

<達成目標の設定理由>

我が国の森林面積の6割を占める山村は、木材の安定供給をはじめ、国土や自然環境の保全、水源のかん養、森林の二酸化炭素吸収を通じた地球温暖化防止等、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている。一方、山村では、過疎化や高齢化が進み、その生活基盤の整備水準は都市部と比較して依然として低位にある。山村において、森林の整備・保全を適正に行い、森林の有する多面的機能を発揮させていくためには、生活環境の整備、産業振興による就業機会の増大や都市と山村との共生・対流等を推進し、山村の活力を向上させることが重要であることから、指標 a として、山村地域の定住及び都市と山村との共生・対流について、新規定住者数、交流人口等の維持・向上を基本にしつつ、指標 b、指標 c を用いて全国的な視点から総合的に有効性を判断する。

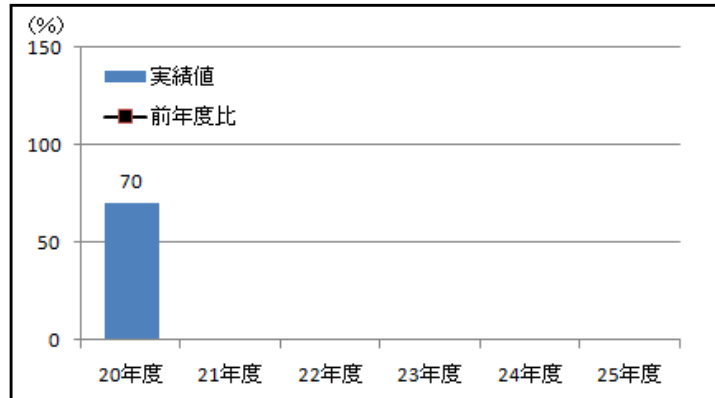
指標 a については、山村地域への定住、都市と山村との共生・対流、山村地域における産業振興を全国的に把握するため、全国の振興山村地域の中から無作為に抽出した市町村に対し、アンケート調査を実施し、「指標①新規定住者数、指標②交流人口数、指標③地域産物等販売額について、いずれかを満たす市町村の割合について、前年度と当年度との比率を算出する」ことを設定した。

指標 b については、森林資源の活用が産業振興を通じた地域の活性化に重要であることから、森林整備保全事業計画の成果指標のうち、「山村地域の活性化に関する、森林資源を積極的に利用している流域の数を平成25年度に80流域とする」ことを設定した。

指標 c については、山村地域の定住の促進を通じ地域の活性化を図るためには生活環境の整備が重要であることから、森林整備保全事業計画の成果指標のうち、「山村地域の住民を対象に用排水施設等の生活環境の整備を行った場合の受益者数（累計）を平成25年度に210万人とする」ことを設定した。

<基準値、目標値、実績値等のデータ・資料>

指標a 新規定住者数、交流人口、地域産物等販売額についての指標のうちいずれかの指標を満たす市町村の割合の前年度比



○全国の振興山村地域から無作為に抽出した市町村に対するアンケート調査結果

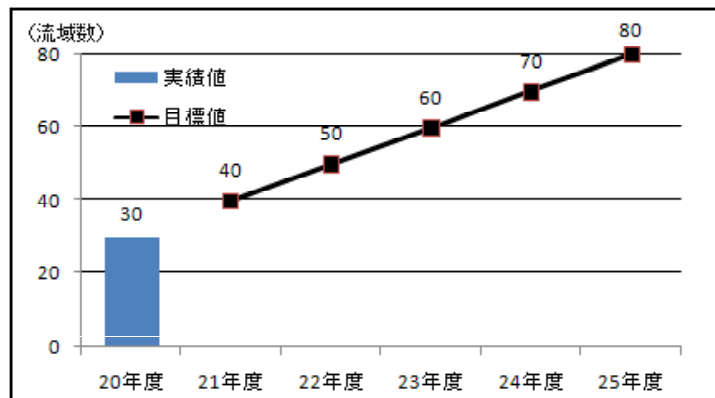
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
対象者数	96	102	312	249	360	451	
回答数	91	80	170	161	226	238	
有効回答数	70	73	137	108	155	217	
いずれかを満たす	49	52	73	70	107	151	
指標①を満たす	10	21	23 (31%)	25 (36%)	34 (32%)	53 (35%)	
指標②を満たす	42	35	51 (70%)	46 (66%)	65 (61%)	82 (54%)	
指標③を満たす	15	13	25 (34%)	23 (33%)	56 (52%)	74 (49%)	
2つを満たす	15	14	18	18	34	52	
すべてを満たす	2	3	4	3	7	3	
いずれかを満たす割合 (%)	70	71	53	65	69	70	
前年度比 (%)	-	-	-	123	106	101	

注：1) ( )の数字はいずれかを満たす市町村数に対する割合

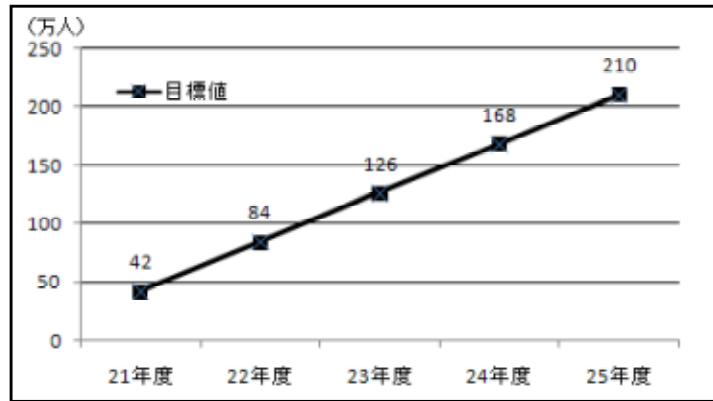
出典：林野庁業務資料

注：2) H15, 16年度については集計方法が異なる

指標b 森林資源を積極的に利用している流域の数



指標 c 山村地域の住民を対象にした用排水施設等の生活環境整備の受益者数



(把握の方法)

指標 a : 全国の振興山村地域から無作為に抽出した市町村に対するアンケート調査

指標 b、c : 事業実施都道府県等からの実績報告

<達成度合を算定する方法>

山村地域の活性化の状況について、指標 a の割合、指標 b の流域数、指標 c の受益者数を基に全国的な観点から総合的に有効性を判断する。

(達成度合いの計算方法)

- (1) 全国の振興山村地域の中から無作為に抽出した市町村に対し、次に掲げる①～③の指標のうち、いずれかの指標を満たす市町村の割合を算出し、その前年度割合と当年度割合との比率を算出する。  
 いずれかの指標を満たす市町村の割合の前年度比 (%) = 当年度の割合 (%) / 前年度の割合 (%)

指標は、

- ①新 規 定 住 者 数 : 抽出市町村の新規定住者数が前年度の新規定住者数を維持・向上していること
- ②交 流 人 口 : 交流人口が抽出市町村の住民数以上かつ前年度の交流人口増加率を維持・向上していること
- ③地域産物等販売額 : 抽出市町村の地域産物等販売額が昨年度の地域産物等販売額増加率を維持・向上していること

を設定。

当該指標の算出方法は

- ①新規定住者数比 :  $a/b \geq 1.0$  以上  
 ただし、当年度の新規定住者数 : a  
 前年度の新規定住者数 : b
- ②交流人口が抽出市町村の住民数以上かつ  
 交流人口増加率比 : 当年度の交流人口増加率  $\geq$  前年度の交流人口増加率  
 ただし、交流人口増加率 =  $(c-d)/d$   
 当年度の交流人口 : c  
 前年度の交流人口 : d
- ③地域産物等販売額増加率比 : 当年度の地域産物等販売額増加率  $\geq$  前年度の地域産物等販売額増加率  
 ただし、地域産物等販売額増加率 =  $(e-f)/f$   
 当年度の地域産物販売額 : e  
 前年度の地域産物販売額 : f

なお、新規定住者数、交流人口については、

- ・原則として集落単位など、より詳細に把握可能な場合は適宜当該数値を用いることとし、不可能な場合は当該市町村の統計によることとする。
- ・交流人口としては、観光者数、施設入場者数、森林体験活動等森林の新たな利用者数など把握可能な統計数値を適宜適切に用いることとする。

(2) 森林資源を積極的に利用している流域の数を平成25年度に80流域とすること。

(対象流域)

伐採立木材積÷連年成長量×100≥40を満たす流域

(3) 山村地域の住民を対象とした用排水施設等の生活環境整備の受益者数（累計）を平成25年度に210万人とすること。

(対象受益者)

今後5年間に林野公共事業により居住地周辺の森林、生活関連施設又は生活環境保全林が整備された地域（山村振興法施行令（昭和40年政令第331号）第1条に規定する区域に限る。）の人口。

【その他参考データ】

○主要学会誌等掲載論文数（森林の多面的機能の発揮関連部門）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
掲載論文数	242	237	241	276	集計中		

注：「掲載論文数」は、(独)森林総合研究所における掲載数を計上

出典：林野庁業務資料

○林木の品種開発数

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
開発数	61	47	50	63	55	80	集計中

注：「開発数」は、(独)森林総合研究所で開発したものを計上

出典：林野庁業務資料

○森林とふれあう機会を持つ都市住民の数<sup>注17</sup>

(単位：万人)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
住民数	720	787	965	1,097	(1,163)	集計中	

出典：林野庁業務資料

○保護林<sup>注18</sup>の面積

(単位：千ha)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
面積	622	656	658	683	778	780	9月下旬

出典：林野庁業務資料

○レクリエーションの森の利用者数

(単位：百万人)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
利用者数	156	152	147	143	139	131	9月下旬

出典：林野庁業務資料

※ ( ) の数字は見込値

2 用語解説

注1	水源のかん養	洪水緩和、濁水緩和、水質浄化などの機能。
注2	1,300万 <sup>トン</sup> 炭素	京都議定書に基づく、我が国の森林経営による吸収量の算入上限値であり、森林吸収量を炭素重量に換算した値。
注3	間伐	育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。
注4	NPO(法人)(Non Profit Organization)	営利を目的としない民間の組織や団体。会費、事業収入、民間の寄付、行政の補助金等を財源にして、ボランティアの労働力などで運営を行う。活動領域は福祉、環境からまちづくりまで幅広く、行政とは独立して自主的に社会貢献活動を行うなど市場でも政府でも十分に供給できないサービスを提供しており、新たな公益活動の担い手として注目されている。また、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得し、法人として、銀行で口座を開設したり、事務所を借りるなどの行為を法人の名で行えるNPO法人（特定非営利活動法人）と任意団体等を含む広義のNPOと

区別している。

- |     |                    |   |
|-----|--------------------|---|
| 注5  | 里山林                | 居住地近くに広がり、薪炭材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。  |
| 注6  | CDM(クリーン開発メカニズム)植林 | 京都メカニズムの一形態であり、先進国と開発途上国が共同で植林事業を実施し、開発途上国の持続可能な開発に資するとともに、その事業における吸収分を先進国が京都議定書における自国の温室効果ガス削減目標達成に利用できる制度。                                      |
| 注7  | 方法論審査              | 「方法論」とは、当該CDM植林プロジェクトによる二酸化炭素吸収量を測定するためのデータ収集・処理方法を定めた文書である。適用可能な承認された方法論がない場合、参加者は新方法論をCDM理事会に提出し、審査を経て承認を受ける必要がある。                              |
| 注21 | PDD審査              | 国連の「正式登録」までには、承認された方法論を具体的なプロジェクトに適用して、データ等をプロジェクト設計書(PDD)にまとめ、(国連CDM理事会により指定された運用機関の有効化審査を経て、)国連CDM理事会により承認されるなどの一連の手続きが必要である。                   |
| 注9  | 森林施業               | 目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。   |
| 注10 | 山地災害               | 山地に起因する豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等による災害。  |
| 注11 | 森林病虫害              | 樹木又は林業種苗に損害を与える松くい虫(マツノザイセンチュウを運ぶマツノマダラカミキリ等)や、その他の昆虫類、菌類、ウイルス。   |
| 注12 | 保全すべき松林            | 保安林及びその他の公益的機能が低い松林であって松以外の樹種では当該機能を確保することが困難な松林として都道府県知事が指定する高度公益機能森林及び、松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林として市町村長が指定する地区保全森林。    |
| 注13 | 森の子くらぶ活動           | 小・中学生やその保護者等を対象として土・日曜日や夏休み等に、指導者の下で植林・下刈り作業や森林の多様な役割に関する学習など多様な森林体験活動を行うもので、地域の森林総合利用施設等を活用して実施。   |
| 注14 | 森林ボランティアネットワーク     | (社)国土緑化推進機構が森林ボランティア団体の登録を行い、当該団体の概要、活動内容等の情報を提供しているシステム。   |
| 注15 | 振興山村地域             | 山村振興法に基づき、要件(1960年林業センサスにおいて、林野率0.75以上、人口密度1.16人/町歩未満で、交通、経済、文化等条件に恵まれず、産業開発の程度が低いこと)を満たしている山村(旧市町村単位)から都道府県知事の申請に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定する地域。 |
| 注16 | 流域                 | 森林法第7条で規定している森林計画区。この森林計画区については、主として流域別に都道府県の区域を分けて定められる。   |
| 注17 | 森林とふれあう機会を持つ都市住民の数 | 森林環境教育や健康づくりの場等として利用されている森林について、高齢者や車いす利用者等の利用にも配慮した再整備を行うことにより、利用が見込まれる都市住民の人数。  |
| 注18 | 保護林                | 原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に資することを目的として、区域を定め、禁伐等の管理経営を行うことにより、保護を図っている国有林野。   |

(注) 農林水産省政策評価基本計画

<http://www.maff.go.jp/j/assess/pdf/kihonkeikaku.pdf>

# 平成21年度政策の実績評価書（案）

評価実施時期：平成22年〇月  
 評価書公表時期：平成22年〇月

担当部局課名：林野庁企画課

## 【政策分野】

林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進	政策分野番号：VI-⑫
----------------------------	-------------

## 【政策分野の目指すべき姿】及び【施策の設定】

効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業者<sup>※1</sup>の育成を図ること、製材・加工の大規模化等による木材産業の競争力の強化及び消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化等による木材需要の拡大により、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進を図る。

このため、

- ① 望ましい林業構造の確立
- ② 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進

の2つの施策により、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進を図る。

## 【施策の目指すべき姿、施策の達成度合を把握するための具体的な達成目標・指標】

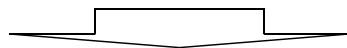
施策①	望ましい林業構造の確立	担当課名：経営課					
目指すべき姿・達成目標・指標	<目指すべき姿> 林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担い得る望ましい林業構造を確立する。 施策の評価を実施するに当たって、以下の達成目標等をメルクマールとして設定する。						
	<達成目標・指標>		基準値	目標値	21年度		
					目標値	実績値	達成度合
	ア 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業者による事業量のシェアを増加させる。				(実績値は2010年農林業センサスにより把握)		
	目標 a 素材生産量		48% (17年度)	60% (27年度)			
	目標 b 造林・保育面積		58% (17年度)	70% (27年度)			
	イ 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業者数を増加させる。		2,200 (17年度)	2,600 (27年度)			
	平成21年度は農林業センサスの実施されない年であり、実績値を把握することが困難であることから、以下の指標を用いて総合的な判定を行うこととする						
	指標 a 素材生産の労働生産性と国産材の供給量(用材) <労働生産性が向上すること>						
	指標 b 高性能林業機械 <sup>※2</sup> の普及台数 <高性能林業機械の普及台数が増加すること>						
指標 c 森林組合に占める中核組合 <sup>※3</sup> の割合 <森林組合に占める中核組合の割合が増加すること>							



指標 d 森林組合による長期経営・施業受託面積 <sup>注4</sup> (私有林) ＜森林組合による長期経営・施業受託面積 (私有林) が増加すること＞						
＜データ＞		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
① 主な高性能林業機械の普及台数 (単位：台)	ハーベスタ <sup>注5</sup>	442	502	558	集計中	
	プロセッサ <sup>注6</sup>	1,002	1,042	1,086		
	フォワーダ <sup>注7</sup>	722	828	914		
	タワーヤータ <sup>注8</sup>	174	175	169		
	スイングヤータ <sup>注9</sup>	340	419	481		
② 森林組合が実行した事業量のうち中核組合の実施した事業量の割合	素材生産量	65%	68%	70%	集計中	
	造林面積	64%	69%	71%		
	保育面積	59%	65%	66%		
<p>参考：施策を達成するための主な政策手段</p> <p>【施業集約化・供給情報集積事業 524 (592) 百万円】 林業事業体が森林所有者に対して森林施業<sup>注10</sup>の内容、経費、木材の販売収入などを明示した上で森林施業を提案する「提案型施業」による集約化の推進、これを通じた原木供給可能情報の集積・提供を通じて、ニーズに応じた原木の安定供給体制の整備を推進。</p> <p>【森林・林業・木材産業づくり交付金のうち望ましい林業構造の確立 13,222 (9,692) 百万円の内数】 林業生産性の向上を図る施設整備に対して支援を行い、意欲ある事業体が林業生産の相当部分を占める望ましい林業構造を確立。</p>						
＜21年度の「達成度合」に対する要因の分析＞						
施策の評価	＜「施策」に対する評価＞ (有効性) (効率性) (達成目標)					
	＜「施策」に対する反映の方向性＞ (有効性) (効率性) (達成目標)					

施策②	木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進	担当課名：木材産業課、木材利用課					
目指すべき姿	＜目指すべき姿＞ 消費者ニーズに応える製品を安定的に供給するため木材産業の構造改革を進めるとともに、木材を使うことの意義（森林による二酸化炭素の吸収・貯蔵の促進による地球温暖化防止への貢献等）について広く国民の理解を得ることなどにより、国産材の供給・利用を拡大し、木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進を図る。 施策の評価を実施するに当たって、以下の達成目標等をメルクマールとして設定する。						
	達成目標	＜達成目標・指標＞	基準値	目標値	21年度		
指標	ア 国産材の供給・利用量を拡大する。			目標値	実績値	達成度合	
	指標 a 「木づかい運動」への参加団体数 (サンキューグリーンスタイルマーク <sup>注11</sup> の登録企業・団体数)						
指標	＜データ＞		17年度	18年度	19年度	20年度	
	① 製材工場規模別素材入荷量推移 (単位：千m <sup>3</sup> )	(7.5～150kw)	6,677	6,016	(5,207)	集計中	
		(150～300kw)	3,629	3,519	(3,278)		
(300kw以上)		10,234	10,807	(10,963)			

② 製材工場規模別従業員数 (単位：人)	(7.5~150kw)	30,878	27,593	(24,748)	集計中
	(150~300kw)	7,670	7,171	(6,718)	
	(300kw以上)	10,611	10,625	(10,661)	
③ 製材工場規模別生産性推移 (単位：m <sup>3</sup> /人年)	(7.5~150kw)	216	218	(210)	集計中
	(150~300kw)	473	491	(488)	
	(300kw以上)	964	1,017	(1,028)	
④ 建築用製材品の人工乾燥材 <sup>注12</sup> 生産の割合 (単位：%)		22.6	25.4	(26.9)	集計中
⑤ 集成材 <sup>注13</sup> ・合板用素材の国産材利用量 (単位：千m <sup>3</sup> )		1,341	1,884	2,252	集計中
⑥ 国有林の収穫量 (単位：万m <sup>3</sup> )		574	599	720	集計中
⑦ 木質ペレットの生産量 (単位：トン)		21,538	24,901	29,920	37,670
<p>参考：施策を達成するための主な政策手段</p> <p>【森林・林業・木材産業づくり交付金のうち木材利用及び木材産業体制の整備推進 13,222 (9,692) 百万円の内数】 木材加工流通施設、木造公共施設、木質バイオマス利用施設等の整備及び川上川下の連携の構築等を推進する。</p> <p>【住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業費 290 (0) 百万円】 地域材を生かした地域型住宅づくりや、長期優良住宅に対応した新たな地域材製品の開発・普及促進等を推進する。</p>					
施策の 評価	<21年度の「達成度合」に対する要因の分析>				
	<「施策」に対する評価> (有効性) (効率性) (達成目標)				
	<「施策」に対する反映の方向性> (有効性) (効率性) (達成目標)				



**【施策に対する評価の妥当性／政策分野に対する総合的な評価】**（各局庁の政策評価担当課）

(施策に対する評価の妥当性)
(政策分野に対する総合的な評価)
(その他)



**【評価に対する客観性・妥当性等の審査（政策評価統括組織）】**（情報評価課）

(客観性)
(妥当性)
(その他)

**【政策評価会委員の意見】**

--

【施政方針演説等内閣の重要方針及び食料・農業・農村基本計画における位置づけ】

関係する施政方針演説等	年月日	記事事項（抜粋）
第171回国会施政方針演説	H21. 1. 28	〈3 安心できる社会（環境）〉 地球温暖化問題の解決は、今を生きる我々の責任です。同時に、環境問題への取組は、新たな需要と雇用を生み出す種でもあります。成長と両立する低炭素社会、循環型社会を実現します。
第169回国会施政方針演説	H20. 1. 18	〈第五「低炭素社会」への転換〉 まず自らが率先して、温室効果ガス6パーセント削減の約束を確実に達成しなければなりません。
森林・林業基本計画	H18. 9. 8 閣議決定	第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 4 林産物の供給及び利用に関する目標

## 1 達成目標・指標の設定理由、データ等

## 施策①：望ましい林業構造の確立

＜達成目標の設定理由＞

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う望ましい林業構造の確立が必要であることから、森林・林業基本計画を踏まえ、

ア 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェア

(目標 a 素材生産量 基準値：平成17年度：48%→目標値：平成27年度：60%)

(目標 b 造林・保育面積 基準値：平成17年度：58%→目標値：平成27年度：70%)

イ 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数

(基準値：平成17年度：2,200→目標値：平成27年度：2,600)

を達成目標として設定した。

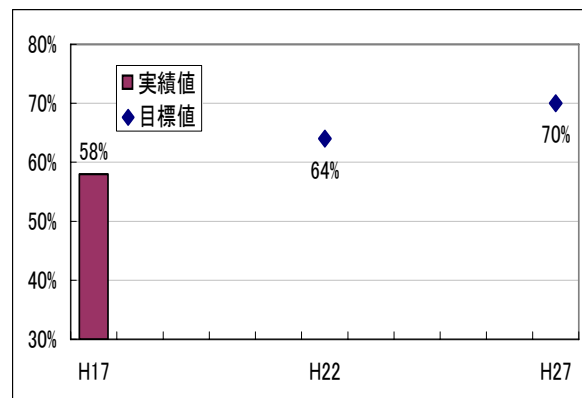
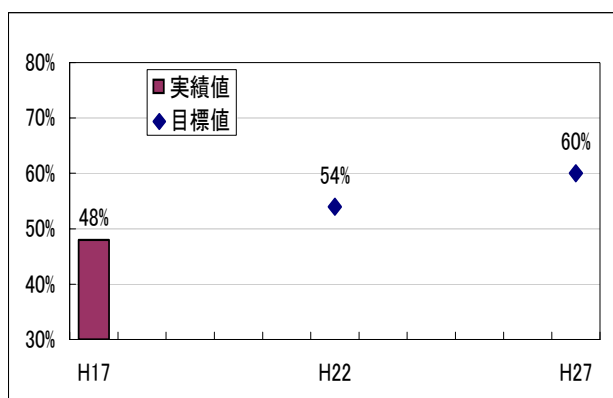
なお、この数値は農林業センサスにより把握可能であるが、平成20年度は農林業センサスの実施されない年であり、実績値を把握することが困難であることから、指標 a～d を用いて総合的な判定を行うこととする。

＜基準値、目標値、実績値等のデータ・資料＞

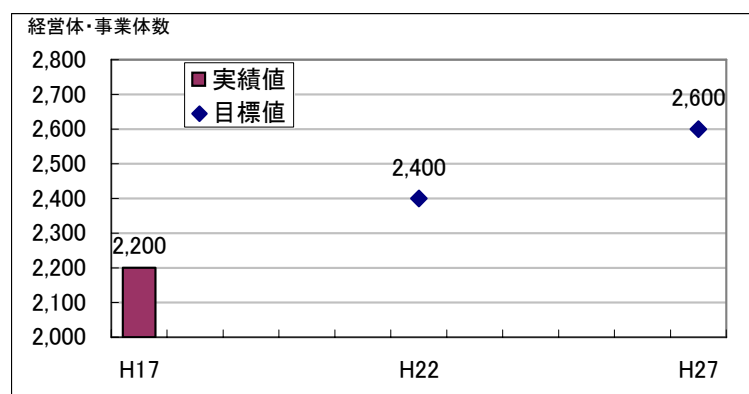
ア 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェア

a 素材生産量のシェア

b 造林・保育面積のシェア



イ 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数



＜達成度合を算定する方法＞

ア 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアである素材生産量、同じく造林・保育面積、イ 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数の各目標の達成率の平均値が、90%以上の場合はA、50%未満の場合はC、それ以外をBとする。

(達成率の計算方法)

$$\text{達成率 (\%)} = (\text{当該年度実績値} - \text{基準値}) \div (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$$

(達成度合いの計算方法)

$$\text{達成率 (\%)} = (\text{目標ア(耕性値)の達成率} + \text{目標ア(造林・育苗)の達成率} + \text{目標イの達成率}) \div 3$$

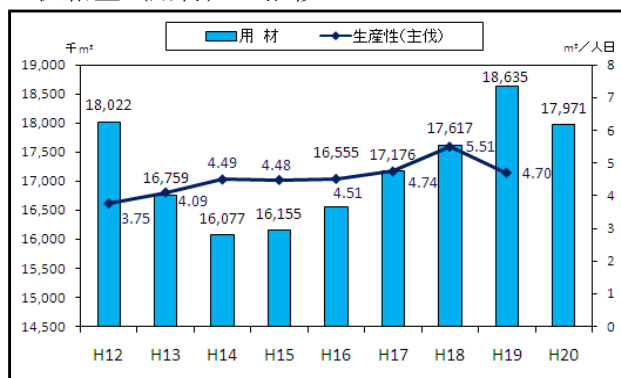
(農林業センサスが実施されない年度における判定方法)

平成27年の望ましい林業構造においては、今後、森林施業等の集約化をはじめとする各種施策により生産性の向上や経営規模の拡大を図り、目標値を達成することを目指していることから、生産性、経営規模、集約化に関連する指標 a～b を用いて、総合的に有効性を判定する。

- a 素材生産の労働生産性と国産材の供給量（用材）の推移：労働生産性が向上すること。
- b 高性能林業機械の普及状況：高性能林業機械の普及台数が増加すること。
- c 森林組合に占める中核組合の割合：森林組合に占める中核組合の割合が増加すること。
- d 森林組合による経営・施業の受託状況：森林組合による長期経営・施業受託面積（私有林）が増加すること。

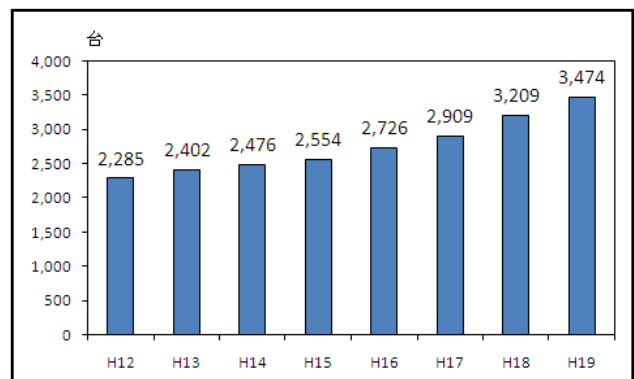
<参考指標と実績値の推移>

a 素材生産の労働生産性と国産材の供給量（用材）の推移

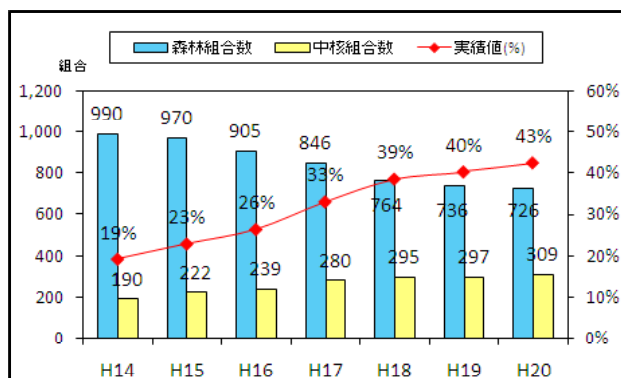


※H20については見込値。

b 高性能林業機械の普及状況

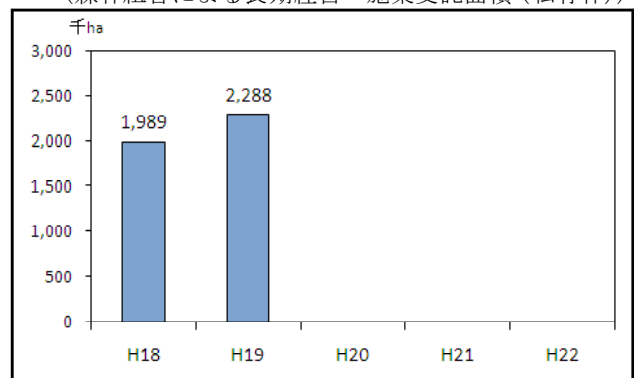


c 森林組合に占める中核組合の割合



※H20については見込値。

d 森林組合による経営・施業の受託状況  
(森林組合による長期経営・施業受託面積(私有林))

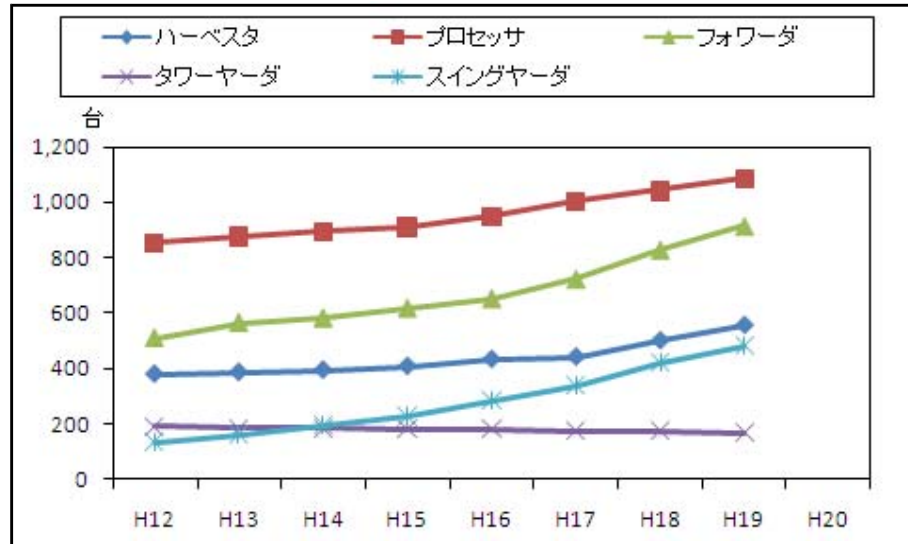


(把握の方法)

- a 「素材生産費等調査」、「木材需給表（林野庁）」により実績値を把握、H20の国産材の供給量（用材）については、「平成21年木材(用材)需給見通しの見直し（試算）」により見込値を把握。
- b 「林野庁業務資料」により実績値を把握。
- c、d 「森林組合統計（林野庁）」により実績値を把握、H20については、見込値であり、「林野庁業務資料」により把握。

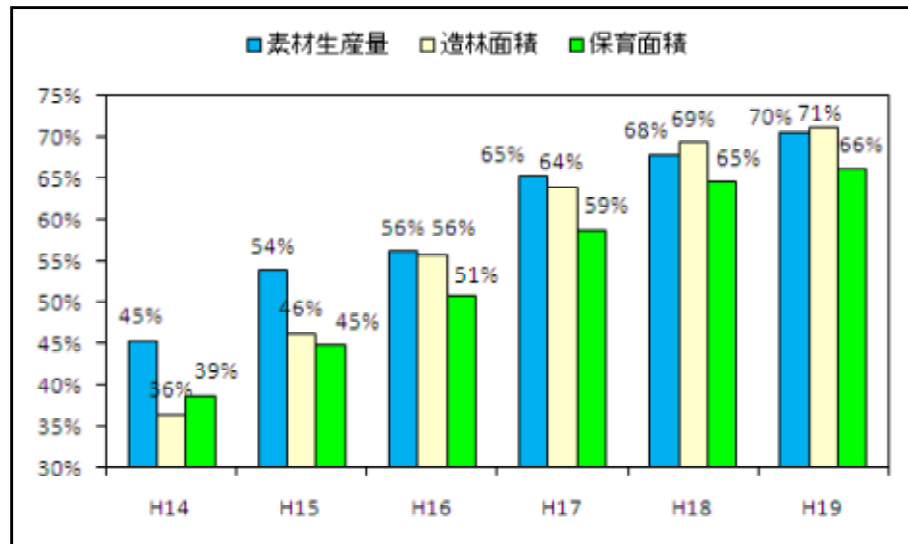
【参考データ】

○ 主な高性能林業機械の普及台数（機種別）



資料：林野庁業務資料

○ 森林組合が実行した事業量のうち中核組合の実施した事業量の割合



資料：林野庁業務資料

施策②：木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進

＜達成目標の設定理由＞

森林の有する多面的機能の発揮のため、森林の適正な整備が行われることを通じて木材が生産される中で、この木材の適切な供給・利用により、伐採、植栽、保育等のサイクルが円滑に循環し、林業の持続的かつ健全な発展が図られる。

このため、木材の供給については、製材工場等の事業基盤の強化、木材の流通及び加工の合理化等により、木材産業等の健全な発展を図り、消費者ニーズに即した製品を供給していくことが重要である。

また、木材の利用については、国産材利用の意義について国民の理解を深めることや木材の新規需要の開拓などにより、木材需要が増進されることが重要である。

これらのことから、「国産材の供給・利用量を拡大する」を達成目標として設定し、この成果を把握するため、森林・林業基本計画における平成27年の木材供給・利用量の目標を数値目標として設定した。

なお、この木材供給・利用量は、

- 森林の有する多面的機能の発揮や木材の供給の確保のため重点的に取り組むべき事項が適切に実施されることにより各般の課題が解決され、かつ、「水土保全林<sup>注14</sup>」、「森林と人との共生林<sup>注15</sup>」及び「資源の循環利用林<sup>注16</sup>」の区分にふさわしい森林の施業が実施された場合

○ 今後の需要動向を見通しつつ森林の整備を進める中で供給される木材の適切な利用を図るため重点的に取り組むべき事項が適切に実施されることにより各般の課題が解決された場合において実現可能なものと位置づけている。

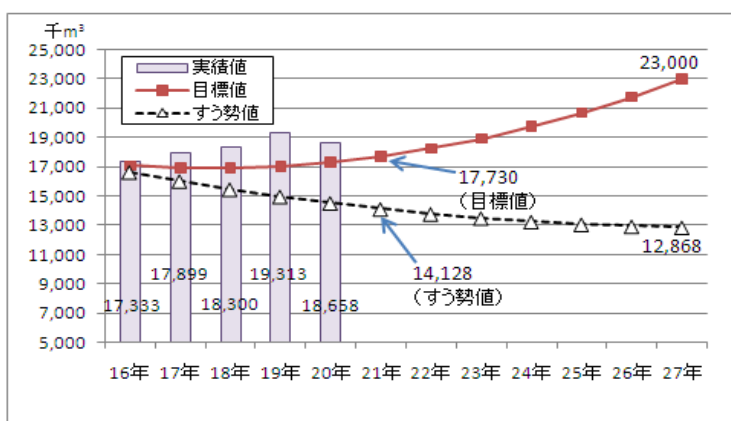
(目標値について)

「森林・林業基本計画」においては、平成27年の木材の供給・利用量(目標)は23,000千 $m^3$ となっていることから、過去10カ年間のトレンドが平成27年に23,000千 $m^3$ に到達するよう、年を変数とする二次曲線を作成し、各年の目標値を設定する。

指標 a については、京都議定書の目標達成に向けた地域材利用の意義を広め、実需の拡大につなげていくための国民運動である「木づかい運動」を消費者に幅広く展開する必要があると、これらの活動を推進するためには、「木づかい運動」を象徴するロゴマークである「サンキューグリーンスタイルマーク」の登録企業・団体数を増やすことが重要であることから、『「木づかい運動」への参加団体数(サンキューグリーンスタイルマークの登録企業・団体数)』を指標として設定した。

<基準値、目標値、実績値等のデータ・資料>

目標 国産材の供給・利用量



※すう勢値は、従前のおりの政策を進めていった場合の木材の供給・利用量を示している。

(把握の方法)

木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より国産材需給量を集計し、達成状況を把握。

指標 a 「木づかい運動」への参加団体数  
(サンキューグリーンスタイルマークの登録企業・団体数)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
登録企業・団体数	72	130	199			

出典：林野庁業務資料

(把握の方法)

日本木材総合情報センターへの聞き取りにより達成状況を把握。

<達成度合を算定する方法>

毎年の目標値を上回った場合をA、すう勢値を下回った場合又は前年の実績の90%未満の場合をC、それ以外をBとする。

また、サンキューグリーンスタイルマークの登録企業・団体数に関する指標 a をも用いて、施策の全般的な評価を行う。

【参考データ】

○国産材の供給・利用量

(単位：千m<sup>3</sup>)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
用材	16,555	17,176	17,617	18,635	(17,971)		
製材用材	11,469	11,571	11,645	11,981	9月下旬		
パルプ・チップ用材	4,249	4,426	4,496	4,673	〃		
合板用材	546	863	1,144	1,632	〃		
その他	291	316	332	340	〃		
薪炭材	169	159	148	145	(145)		
しいたけ原木	610	565	535	542	(542)		
合計	17,333	17,899	18,300	19,313	(18,658)		

注：1) H21は見込値であり、用材については、「平成20年木材（用材）需給見通しの見直し」（平成21年9月○日公表）の値。薪炭材<sup>注17</sup>及びしいたけ原木<sup>注18</sup>については、H20の実績と同様に推移するものと仮定。  
2) 数値の合計値は、四捨五入のため一致しない場合がある。  
3) 用材の「その他」は、構造用集成材<sup>注19</sup>、再生木材<sup>注20</sup>等である。

○製材工場規模別素材入荷量推移

(単位：千m<sup>3</sup>、%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
7.5～150kw	7,267	6,677	6,016	(5,207)	6月中旬		
150～300kw	3,859	3,629	3,519	(3,278)	〃		
300kw以上	10,579	10,234	10,807	(10,963)	〃		
合計	21,705	20,540	20,342	19,448	〃		
300kw以上の割合	48.7	49.8	53.1	(56.4)	〃		

注：平成16年～平成20年については木材需給報告書、平成21年については木材統計及び平成18年から平成20年のトレンドによる。

○製材工場規模別従業員数

(単位：人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
7.5～150kw	34,709	30,878	27,593	(24,748)	6月中旬		
150～300kw	8,768	7,670	7,171	(6,718)	〃		
300kw以上	11,641	10,611	10,625	(10,661)	〃		
合計	55,118	49,159	45,389	42,127	〃		

注：平成16年～平成20年については木材需給報告書、平成21年については木材統計及び平成18年から平成20年のトレンドによる。

○製材工場規模別生産性推移（素材入荷量÷従業員数）

(単位：m<sup>3</sup>/人年)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
7.5～150kw	209	216	218	(210)	6月中旬		
150～300kw	440	473	491	(488)	〃		
300kw以上	909	964	1,017	(1,028)	〃		
合計	394	418	448	462	〃		

○建築用製材品の人工乾燥材生産の割合

(単位：%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
乾燥材割合	21.5	22.6	25.4	(26.9)	6月下旬		

出典：林野庁業務資料

○集成材・合板用素材の国産材利用量

(単位：千m<sup>3</sup>)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
国産材利用量	1,029	1,341	1,884	2,252	9月下旬		

出典：林野庁業務資料

○国有林の収穫量

(単位：万m<sup>3</sup>)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
収穫量	486	574	599	720	7月下旬		

出典：林野庁業務資料



○技術開発成果の活用状況 (単位：課題数)

	H16年度 終了課題				H17年度 終了課題		
	H17	H18	H19	H20	H18	H19	H20
実用化されているもの	4	4	5	6 月 下 旬	3	3	6 月 下 旬
実用化するための実証展示の段階のもの	6	6	6		3	3	
実用化するための予備試験を実施中のもの	3	3	2		7	7	
実質的な活用なし					2	2	
合計	13	13	13		15	15	

注：H18、19年度終了課題無し。

出典：林野庁業務資料

※ ( ) の数字は見込値。

【その他参考データ】

○主要学会誌等掲載論文数(林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進関連部門)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
掲載論文数	247	205	221	214	集計中		

※「掲載論文数」は、(独)森林総合研究所における掲載数を計上。

出典：林野庁業務資料

2 用語解説

- 注1 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体  
 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体  
 ○平成27年度における効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体（林地の所有、借入などにより森林施業を行う権限を有する世帯、会社等）  
 ・林家：所有森林規模100～500haの自営林家（自家労働主体型・施業受託補完型）及び所有森林規模500ha以上の林家（請負労働主体型）→1,300戸  
 ・林業会社：所有森林規模500ha以上の会社→200社  
 （注）林業経営体：林地の所有、借入などにより森林施業を行う権限を有する世帯、会社等  
 ○平成27年度における効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体（他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者等）  
 ・造林・素材生産総合型：年間素材生産量5,000m<sup>3</sup>以上かつ造林・保育300ha以上  
 ・素材生産主体型：年間素材生産量9,000m<sup>3</sup>以上  
 ・造林事業主体型：年間造林・保育面積400ha以上  
 合計 1,100事業体  
 （注）林業事業体：他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者等
- 注2 高性能林業機械 2つ以上の仕事を一つの工程の中でできる機械。
- 注3 中核組合 健全な財務基盤と的確な経営判断のできる体制が整備され、森林所有者の負託に応える自立的経営を実現できる森林組合として都道府県知事から認定を受けた組合。
- 注4 長期経営・施業受託面積 森林所有者等が所有する森林の経営及び施業を5年以上一括して受託している森林の面積。
- 注5 ハーベスタ 伐採、枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）の各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。
- 注6 プロセッサ 林道や土場などで集材されてきた材の枝払い、測尺玉切りを連続して行い、玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

注7	フォワーダ	グラップルクレーンで玉切りした短幹材を荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械。
注8	タワーヤード	架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能な集材車。
注9	スウィングヤード	主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ作業中に旋回可能なブームを装備する集材機。
注10	森林施業	目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。
注11	サンキューグリーンスタイルマーク	京都議定書の目標達成に向けた地域材利用の意義を広め、実需の拡大につなげていくための国民運動「木づかい運動」のロゴマーク。
注12	人工乾燥材	乾燥室で人工的に温度・湿度を調節して乾燥させた木材。
注13	集成材	板材（ラミナ）を繊維（木目）の方向が平行になるように、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。柱材等の構造用集成材と階段材、床材等の造作用集成材に大別。
注14	水土保持林	樹木間の空間が確保され適度な光が射し込むことにより下層植生が生育し、落葉等の有機物が土壌に豊富に供給されており、また、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達することにより土壌を保持する能力に優れ、さらに、水を浸透させる土壌中のすき間が十分に形成されることにより保水する能力に優れた森林であり、必要に応じて土砂の流出及び崩壊を防止する施設等の治山施設が整備されている森林。
注15	森林と人との共生林	原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息・生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体になって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、騒音や風等を防ぎ生活に潤いと安心を与える森林、身近な自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林。
注16	資源の循環利用林	樹木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、一定のまとまりがあり、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。
注17	薪炭材	薪及び木炭に利用する主にクヌギ、コナラ等の広葉樹。
注18	しいたけ原木	しいたけ栽培に利用する主にクヌギ、コナラ等の広葉樹。
注19	構造用集成材	ひき板又は小角材等をその繊維方向を互いにほぼ平行にして、長さ、幅及び厚さの方向に集成接着したものが集成材であり、この集成材のうち、主として構造物の耐力部材として用いられるものを構造用集成材という。
注20	再生木材	丸太又は木くずを機械的に細片化してつくられるパーティクルボードや薄い木片を何層にも交互に重ね熱圧形成したウェファーストボード等をいう。

(注) 農林水産省政策評価基本計画

<http://www.maff.go.jp/j/assess/pdf/kihonkeikaku.pdf>